

耐震診断



安全で安心できる

住まいのために

～木造住宅の耐震化のススメ～

耐震改修



地震は、いつ、
どこで起こるか
わかりません

以前は地震に
耐えても、次も
大丈夫とは
言えません

被災して
大切なものを
失ってからでは
手遅れです



**福島県は、木造住宅の耐震化に
対する補助事業を実施しています**

大地震から
大切な生命や
財産を
守りましょう

安全で安心
できる住まいや
暮らしを確保
しましょう

県は市町村等と
一緒になって
木造住宅の耐震
化を応援します

○東日本大震災を教訓として、大地震に備えましょう

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、福島県内では 20 万棟を超える建築物が被災し、木造住宅も多数の被害を受けました。
- ・身近な所では、宮城県沖地震の発生率が 80% (50 年以内) と言われています。
- ・被災の経験を生かして、いつ来るか分からない大地震に備えましょう。



○昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について

- ・現在の耐震基準（昭和 56 年 6 月から施行）以前に建設された住宅は、地震に弱いものが多いと言われており、必要に応じて耐震性を高める補強をすることが望まれます。

○耐震性能を高めて、今の住宅に安心して住み続けましょう

- ・県では、市町村とともに、木造住宅の耐震化を応援するため補助事業を実施しています。
- ・まずは耐震診断、その後は耐震改修を実施して、住まいの安心と安全を確保しましょう。

福 島 県

○被害状況写真 ～実際に被害にあってからでは手遅れです…
 こうなる前に補助事業を活用して耐震化を進めましょう～



—耐震壁の量やバランス、部材の接合部、基礎部等に弱点のある住宅は大きな被害を受けています。家具等の転倒も被害を拡大させています—

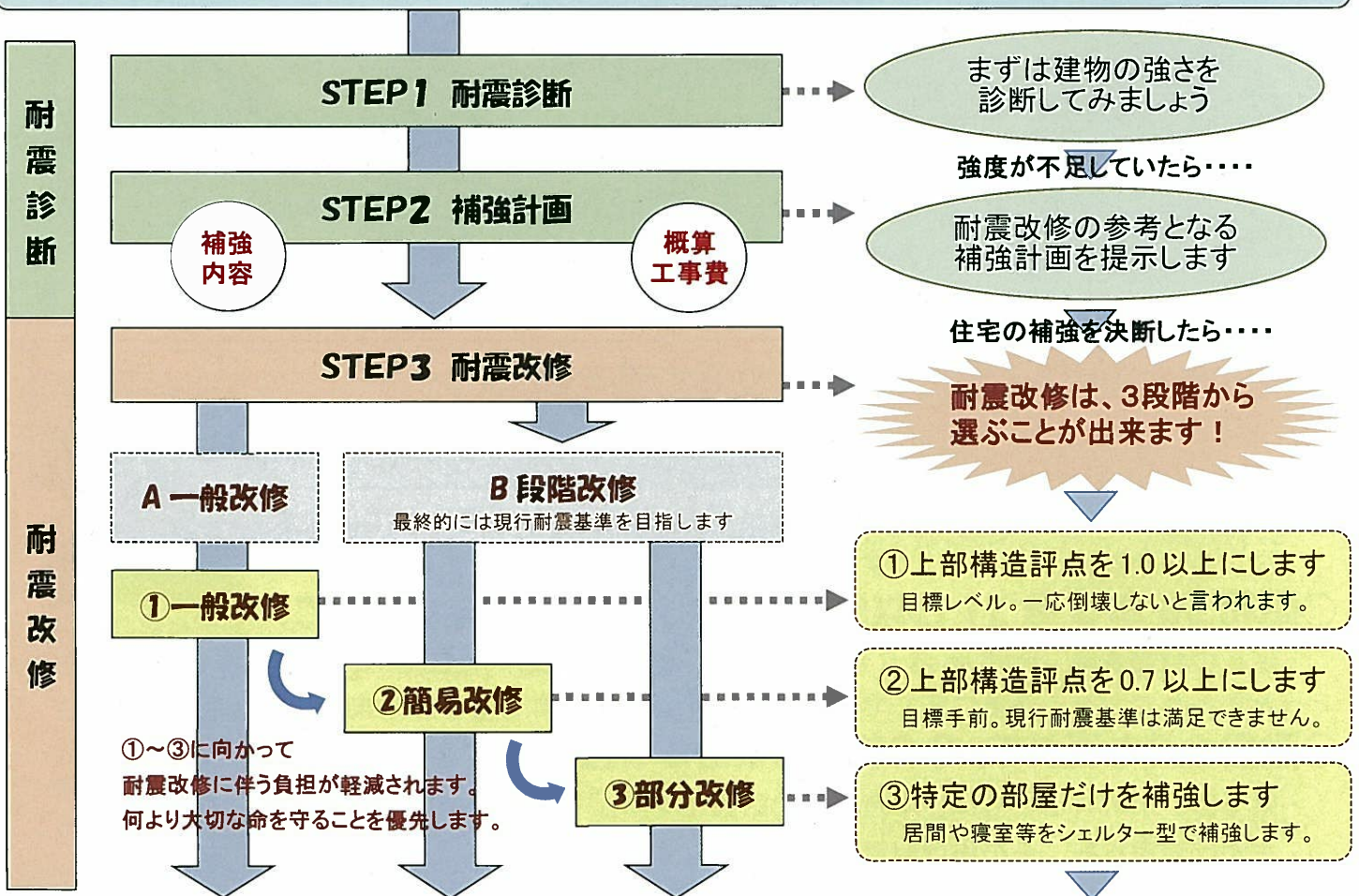


○木造住宅の耐震化(県の補助事業)の流れ

※上部構造評点とは、建物の耐震性能を評価する計算値です。
 1.5以上＝倒壊しない、1.0～1.5＝一応倒壊しない、
 0.7～1.0＝倒壊の可能性あり、0.7未満＝倒壊の可能性が高い

昭和56年以前に建築された木造住宅【補助の対象】

～地震に対する強度の不足が心配されます～



現行の耐震基準(上部構造評点 1.0 以上)への適合

～住まいの安全・安心、地域の防災性が向上します～

【耐震診断】 ～建築士が地震に対する住宅の強さを診断します～

現地調査

○現地調査で住宅の状況を確認！
外観・内観調査、図面照合、図面作成



一点検口等から住宅の状況を確認しますー

耐震性評価

○住宅が持つ耐震性を評価・診断！
建物の強さ、壁のバランス、老朽度 等



補強計画

○耐震強度不足の場合は補強計画！
補強内容、概算工事費を提示します

【耐震改修】 ～地震に耐えられるよう必要な補強工事を行います～

壁の補強

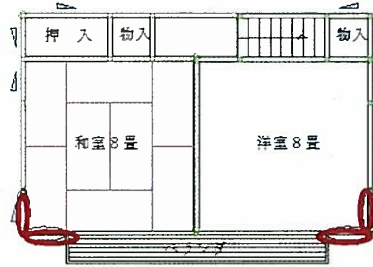
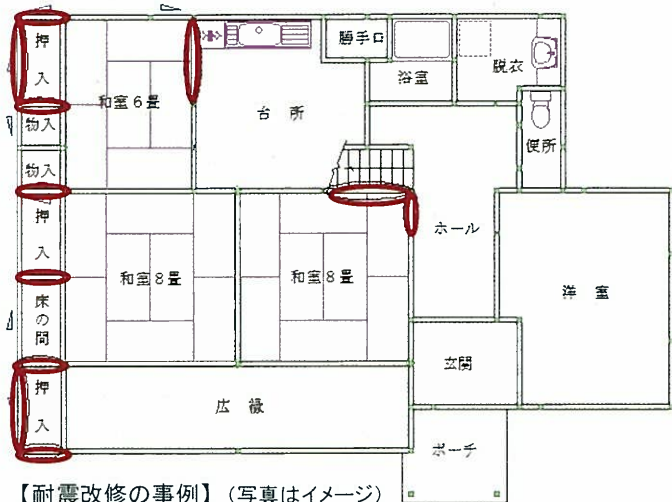
基礎の補強

壁・柱・梁の 接合部補強

その他の 補強・補修

家具の固定
も高い効果

**生命・
安全の
確保！**



○：壁を補強した箇所

一般改修 事例

上部構造評点

0.32

1.01

○改修内容

- ・耐震壁の設置(構造用合板)×19箇所(W900/箇所)
- ・基礎の改修(増し打ち補強)×15箇所
(基礎劣化部の補修(エポキシ樹脂注入)を含む)

【耐震改修の事例】(写真はイメージ)

<壁の補強事例> 耐震壁の追加(配置バランスへの配慮)

<基礎の補強事例>

基礎コンクリートの増し打ち



<接合部の補強事例>

柱・筋違・土台を金物で緊結



⇒
筋
違
い
で
補
強



⇒
構
造
用
合
板
で
補
強



改修レベル と費用の 比較【例】

①一般改修：約 278 万円⇒補助金 100 万円 (+税制優遇等あり)

壁補強 19 箇所

②簡易改修：約 147 万円⇒補助金 60 万円

壁補強 10 箇所

③部分改修：約 70 万円⇒補助金 35 万円 (1階8畳1室のみ)

壁補強 4 箇所

※上記費用はあくまで一例であり、主に①～③の格差を示すものです。実際の費用は対象住宅の持つ耐震性能や補強内容によって異なります。



改修レベルを選べるため、住宅で生活しながら工事が進め易くなっています！

一般リフォームと同時に工事した場合も耐震改修部分は補助対象となります！

居間や寝室だけの改修でも大切な命を守るための安全性は大幅に向上します！

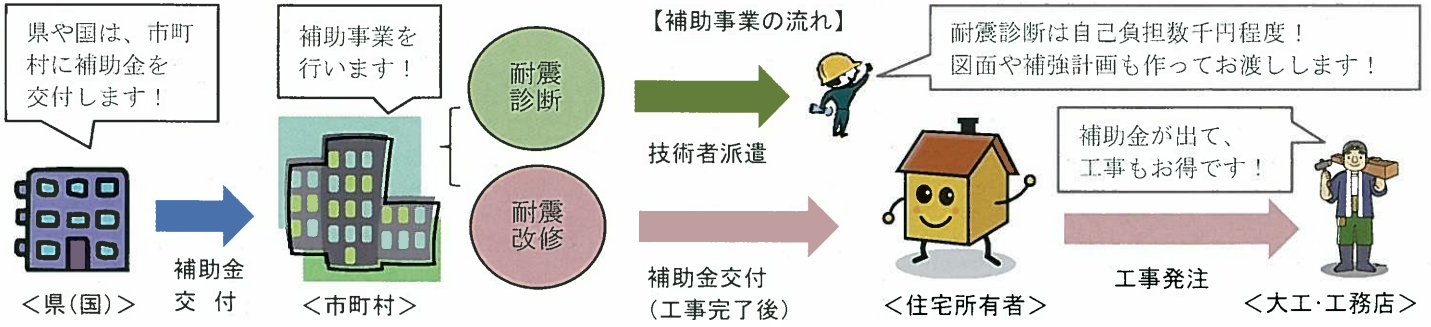


○補助金額 ～県(国)は、事業を実施する市町村に補助金を交付しています～

事業内容			補助金額(円/戸)	所有者負担額
1	耐震診断	市町村が、所有者の要請を受け耐震診断技術者を派遣	最大 15 万円	数千円程度 ※市町村により異なります
2	耐震改修	A 一般改修	工事費の 1/2 ※最大 100 万円	工事費の 1/2 以上 ※補助金には左記上限額があります
		B 段階改修	工事費の 1/2 ※最大 60 万円	

ほとんど行政が負担します

補助額は最大で100万円!!お得です



○税制優遇等 ～一般改修には優遇措置があります！各機関におたずね下さい～

各種優遇措置等		問合せ先
税制優遇	①所得税の特別控除 要件を満たす耐震改修の場合、一定額が控除されることがあります。	税務署
金利優遇	②固定資産税の減額 要件を満たす耐震改修の場合、一定額が減額されることがあります。	市町村
金利優遇	①地震保険料の割引 耐震性能の要件を満たす場合、一定の割引が適用されることがあります。	保険会社
	②その他 耐震リフォーム融資の金利優遇措置が実施されていることがあります。	金融機関

※リフォームローンを借りた場合（ローン減税）、借りない場合（投資型減税）双方の制度があります。
※これらは、バリアフリー・省エネルギー向けの減税制度と併用できることもあります。

まずは、お住まいの市町村や県の窓口にご相談して下さい！

事業実施市町村は、お住まいの市町村、または最寄りの県の窓口にお問い合わせください！
県のホームページにも掲載しています！⇒「福島県建築総室」を検索⇒「◆民間建築」

○福島県の問合せ窓口 ～各建設事務所の担当窓口は「建築住宅課」となります～

- | | | |
|-----------|---------------------------------|-------------------|
| 県北建設事務所 | 福島市大町 7-25 (アクティ大町 6F) | TEL: 024-521-9358 |
| 県中建設事務所 | 郡山市清水台一丁目 6-21 (山相郡山ビル 7F) | TEL: 024-935-1462 |
| 県南建設事務所 | 白河市昭和町 269 番地 (白河合同庁舎 2F) | TEL: 0248-23-1636 |
| 会津若松建設事務所 | 会津若松市追手町 7-5 (会津若松合同庁舎 3F) | TEL: 0242-29-5461 |
| 喜多方建設事務所 | 喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3 (喜多方合同庁舎 2F) | TEL: 0241-24-5727 |
| 南会津建設事務所 | 南会津町田島字根小屋甲 4277-1 (南会津合同庁舎 3F) | TEL: 0241-62-5337 |
| 相双建設事務所 | 南相馬市原町区錦町一丁目 30 (南相馬合同庁舎 2F) | TEL: 0244-26-1223 |
| いわき建設事務所 | いわき市平字梅本 15 (いわき合同庁舎 2F) | TEL: 0246-24-6134 |
| 土木部建築指導課 | 福島市杉妻町 2-16 (福島県庁西庁舎 4F) | TEL: 024-521-7529 |
- 電子メールアドレス: kenchikushidou@pref. fukushima. lg. jp